明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○ペットフード業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約及びペットフードの表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件（公正取引委・消費者庁四）　一
○平成二十四年総務省告示第三百五十号の一部を訂正する件（総務二四八）　四
○平成二十五年総務省告示第三百六十七号の一部を訂正する件（同二四九）　五
○平成二十六年総務省告示第三百五十号の一部を訂正する件（同二五〇、二五一）　六
○平成二十六年総務省告示第三百五十一号の一部を訂正する件（同二五二）　七
○政党交付金を返還すべき政党の名称及び返還すべき政党交付金の額を公表する件（同二五三）　八
○政党助成法第二十一条第一項の規定による政党の解散等の届出があったので公表する件（同二五四）　八
○未交付金の交付を受けるべき政党の名称及び当該未交付金の額を公表する件（同二五五）　八
○政党助成法第五条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件の一部を訂正する件（同二五六）　八
○政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件の一部を訂正する件（同二五七）　八
○政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同二五八）　八

〔公　告〕
諸事項　九
裁判所　破産、免責、再生関係　九
特殊法人等　型式部材等製造者の認証、企業年金基金設立、独立行政法人都市再生機構関係　九
地方公共団体　教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　九
会社その他　九
会社決算公告　一四

告示

○公正取引委員会・消費者庁告示第四号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第十一条第一項の規定に基づき、別表の「規約」欄記載の規約の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年七月二十八日

公正取引委員会委員長　杉本　和行
消費者庁長官　板東久美子

一　別表の「申請者」欄記載の公正取引協議会の申請に係る同表の「規約」欄記載の規約の一部変更を平成二十七年七月十四日付けで認定した。
二　規約に係る事業の種類
別表の「事業の種類」欄記載のとおり。
三　規約の内容
別記のとおり変更する。
四　認定の理由
別表の「規約」欄記載の規約の一部変更の内容を検討した結果、当該規約の一部変更は、それぞれ不当景品類及び不当表示防止法第十一条第二項各号の認定要件に適合すると認められる。

別表

規約	事業の種類	申請者
ペットフード業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約（平成二年公正取引委員会告示第十九号）	ペットフードの製造、販売及び輸入販売業	ペットフード公正取引協議会　会長　朝見　恭裕
ペットフードの表示に関する公正競争規約（平成三年公正取引委員会告示第二十五号）	ペットフードの製造、販売及び輸入販売業	ペットフード公正取引協議会　会長　朝見　恭裕

別記

一　ペットフード業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分（以下、変更前の欄にあっては「変更部分」と、変更後の欄にあっては「変更後部分」という。）については、次のとおりとする。

㈠　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を変更後部分に変更する。

㈡　変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。

㈢　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変更後	変更前
（定義） **第2条**　この規約において「ペットフード」とは、穀類、豆類、野菜類、果実類、きのこ類、藻類、魚介類、肉類、卵類、乳類、油脂類、ビタミン類、ミネラル類、アミノ酸類、その他の添加物等を原材料とし、混合機、蒸煮機、成型機、乾燥機、加熱殺菌機、冷凍	（定義） **第2条**　この規約において「ペットフード」とは、穀類、デンプン類、糟糖類、糖類、油脂類、種実類、豆類、魚介類、肉類、卵類、野菜類、乳類、果実類、きのこ類、藻類、ビタミン類、ミネラル類、アミノ酸類、その他を原材料とし、混合機、蒸煮機、成型機、乾燥機、加熱殺菌機、冷凍機等を使